

水源環境保全・再生実行5か年計画の各事業のねらい、目標、内容及び指標

		ねらい	目標			事業内容	事業の目標量の達成度(量的指標)	事業のねらいの実現状況(質的指標)	事業のねらいの実現状況を把握するための調査項目・方法(モニタリング)	事業のねらいの達成度		
			考え方	20年間	5年間							
森林の保全・再生	1 水源の森林づくり事業の推進	荒廃の進む水源の森林エリア内の私有林の適切な管理、整備を進め、水源かん養など森林の持つ公益的機能の高い「豊かで活力ある森林」を目指す。	平成34年度までに水源の森林エリア内の手入れの必要な私有林27,000haを確保し、平成38年度までに延べ65,974haを整備することを目標として、当初5年間で6,215haの確保、9,592haの整備を行う。 【平成18年度末実績】8,530ha確保、7,560ha整備	18,586ha 確保	6,215ha 確保	58,590ha 整備	9,592ha 整備	水源分収林、水源協定林、買取り、協力協約の4つの手法により、公的管理・支援を行い、巨木林、複層林、混交林など豊かで活力ある森林づくりを進める。	確保面積、整備面積	森林の手入れが適正にされている状態	代表地点に観測施設(植生保護柵・土砂移動量測定枠)を設置。5年ごとに調査 ・光環境 ・植生 ・土砂移動量	森林の手入れが適正にされている面積
	2 丹沢大山の保全・再生対策	水源保全上重要な丹沢大山について、シカの採食圧や土壤流出等による植生の衰退防止を図るために、新たな土壤流出防止対策を講じることで、森林の保全・再生を図る。	丹沢大山国定公園の核となる特別保護地区(1,867ha)において、20年間で延べ234ha整備することを目標として、当初5年間で58.5haの整備を行う。 丹沢大山自然再生計画の「I ブナ林の再生」の中で、当初5年間で58.5haの整備を行う。	234ha 整備	58.5ha 整備			①新たな土壤流出防止対策の実施 ・丸太筋工、ロール工、植生保護柵等を組み合わせた新たな工法により、土壤流出を防止するとともに、植生の回復を図る。	整備面積	植生が回復し、土壤が保全されている状態	代表地点に調査プロットを設けて、5年ごとに調査。 ・柵内外の植生変化 ・土砂移動量と林床植生変化	植生が回復し、土壤が保全されている面積(量)
	3 溪畔林整備事業	水源上流の渓流沿いにおいて、土砂流出防止や水質浄化、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能が高度に発揮される良好な溪畔林の形成を目指す。	丹沢大山保全計画の沢の重点管理区域内にある主流となる沢沿いの森林180haのうち、土砂流出等の荒廃の著しい20haについて、5年間で整備する。 丹沢大山自然再生計画の「IV 渓流生態系の再生」の中で、土砂流出等の荒廃に著しい20haについて、5年間で整備する。	20ha 整備	20ha 整備			①調査測量	実施	—	—	—
	4 間伐材の搬出促進	水源かん養など公益的機能の高い良好な森林づくりを進め、間伐材の搬出を促進し、有効利用することにより、資源循環による森林整備を推進する。	森林整備により発生した間伐材の搬出を段階的に強化し、平成27年度を目標に年間24,000m ³ の間伐材の搬出及び有効利用を図る。(5年間で50,000m ³ を搬出。)	(年間) 24,000m ³ 搬出	(累計) 50,000m ³ 搬出			①間伐材の搬出支援 ・森林整備により伐採された間伐材の集材、搬出に要する経費に対して助成する。	搬出量	森林の手入れが適正にされている状態 (上記1水源の森林づくり事業と同じ)	森林の手入れが適正にされている面積	森林の手入れが適正にされている面積
	5 地域水源林整備の支援	地域における水源保全を図るために、市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備や、地域水源林エリアの林齢36年生以上の私有林人工林の間伐を推進することにより、県内水源保全地域全域で水源かん養など公益的機能の高い森林づくりを目指す。	①地域水源林エリアにおいて、荒廃が懸念される私有林9,000haのうち水源の保全上重要な森林約6,000haの整備について、20年間での公的支援を行うことを目標として、当初5年間で1,263haを確保・整備する。 ②県内水源保全地域内の市町村有林等2,761ha(地域水源林エリア内1,215ha、水源の森林エリア内1,546ha)のうち、水源の保全上重要な市町村有林等2,356haについて、20年間で延べ4,476haを整備することを目標として、当初5年間で942haを整備する。 ③林齢36年生以上の私有林人工林3,673haについて、概ね15年に一度間伐を実施することで、20年間で延べ4,755haの間伐を目標として、当初5年間で1,080haの間伐を促進する。	6,000ha 確保・整備	1,263ha 確保・整備	4,476ha 整備	942ha 整備	①市町村が計画的に実施する私有林の確保・整備(市町村) ・地域水源林エリア内の私有林について、協力協約等による確保・整備を行う。 ②市町村有林等の整備(市町村) 地域水源林エリア内及び水源の森林エリア内の市町村有林等の整備を行う。	確保面積、整備面積	森林の手入れが適正にされている状態 (上記1水源の森林づくり事業と同じ)	森林の手入れが適正にされている面積	森林の手入れが適正にされている面積
				4,755ha 間伐	1,080ha 間伐			③高齢級間伐の促進(県) 地域水源林エリアの36年生以上の私有林人工林について、概ね15年に一度の間伐を促進する。	整備面積	森林の手入れが適正にされている状態 (上記1水源の森林づくり事業と同じ)	森林の手入れが適正にされている面積	

水源環境保全・再生実行5か年計画の各事業のねらい、目標、内容及び指標

		ねらい	目標			事業内容	事業の目標量の達成度(量的指標)	事業のねらいの実現状況(質的指標)	事業のねらいの実現状況を把握するための調査項目(モニタリング)	事業のねらいの達成度
			考え方	20年間	5年間					
河川の保全・再生	6 河川・水路における自然浄化対策の推進	水源として利用している河川において、自然浄化や水循環の機能を高め、水源河川としてふさわしい水環境の保全・再生を図る。	自然浄化や水循環の機能を高めるため、河川環境の再生を目指し、河川・水路等の環境整備を推進する。	(7箇所整備)	7箇所整備	①生態系に配慮した河川・水路等の整備(市町村) ・ダム湖や水源河川に流入する市町村管理の河川や水路等において、自然豊かな清流を保全するため、生態系に配慮した水辺環境の整備に取り組む。 (5年間で7箇所実施。)	箇所数	河川・水路の生態系が保全されている状態 ・植物(植物相、植生) ・動物(魚類、底生生物)	実施前4回／実施後毎年4回 ・水質	河川・水路の生態系が保全されている箇所数
						②河川・水路等における直接浄化対策(市町村) ・ダム湖や水源河川に流入する市町村管理の河川や水路等において、木炭等を利用した直接浄化の取組を推進する。 (5年間で30箇所実施。)				
地下水の保全・再生	7 地下水保全対策の推進	地下水(伏流水、湧水を含む)を主要な水道水源として利用している地域において、それぞれの地域特性に応じて市町村が主体的に地下水かん養や水質保全等の取組を促進し、良質で安定的な地域水源の確保を図る。	将来にわたり地下水利用や環境面に影響のない水位レベルを維持するとともに、地下水の水質が環境基準以下の数値となることを目指す。	計画に基づく事業の実施	計画に基づく事業の実施	①地下水保全計画の策定 ・地下水かん養や水質保全のための計画策定	地域数	一 ・水位	一 ・水質 ・水量	地下水の水位レベルが維持されている地域数 ・地下水の水質が適正な地域数
						②地下水かん養対策 ・休耕田の借上げ、樹林地等の買上げ、透水性舗装の実施、雨水浸透井の設置等				
						③地下水汚染対策 ・地下水の浄化設備等の整備、維持管理				
						④地下水モニタリング ・地下水の水位や水質のモニタリングを毎年実施、新たな観測井の整備				
水源環境への負荷軽減	8 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	富栄養化の状態にあるダム湖への生活排水の流入を抑制するため、県内ダム集水域の公共下水道整備を促進し、ダム湖水質の改善を目指す。	県内ダム集水域の下水道計画区域における下水道普及率を20年間で100%とすることを目標とし、当初5年間で59%程度(平成15年度末現在37%)に引き上げる。	100%整備	59%整備	県内ダム集水域の下水道計画区域において、公共下水道の整備の取組を強化する。	下水道整備量(延長、面積)	下水道が各家庭等に接続されている状態 ・水質	接続状況 ・水質	下水道普及率(※1) 負荷軽減量(理論値)
	9 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	県内ダム集水域において、窒素・リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の導入を促進し、富栄養化の状態にあるダム湖水質の改善を目指す。	県内ダム集水域において、20年間で合併処理浄化槽を完備することとし、当初5年間で市町村設置型合併処理浄化槽は全体計画200基のすべてを、個人設置型合併処理浄化槽は全体計画1,200基の4分の1程度の300基を整備する。	高度処理型1,400基整備	高度処理型500基整備	県内ダム集水域において、高度処理型合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、市町村設置型合併処理浄化槽の導入を促進する。	高度処理型合併処理浄化槽の設置数	高度処理型合併処理浄化槽が管理されている状態 ・水質	管理状況 ・水質	適正に管理された高度処理型合併処理浄化槽の設置数 ・高度処理型合併処理浄化槽設置率(※2) ・負荷軽減量(理論値)

※1 下水道普及率=相模原市(津久井町・相模湖町・藤野町)の下水道計画区域人口(45,100人)に対する処理区域人口の割合

※2 高度処理型合併処理浄化槽設置率=全体計画基数(市町村設置型200基、個人設置型1,200基)に対する設置基数の割合